

学校いじめ防止基本方針

豊中市立豊島小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『学ぶ楽しさ、遊ぶ楽しさ、つながる楽しさ』を教育目標とし、「主体的に学習に取り組み、よく考える子」「認め合い、励まし合って仲良くする子」「運動に親しみ、健康で安全な生活を営む子」を目指す子ども像としている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条第1項より】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ未然防止のための組織

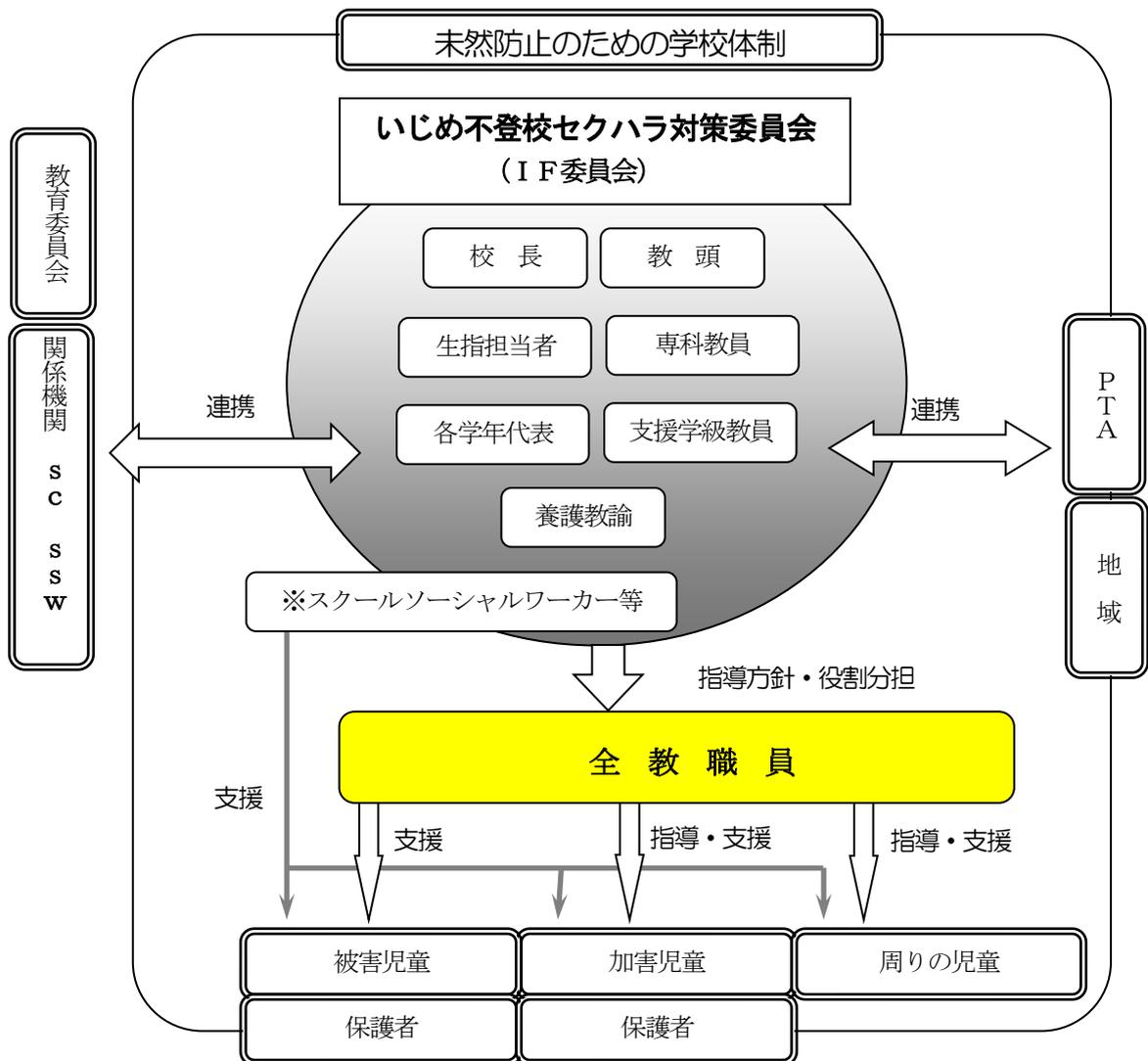
(1) 名称「いじめ不登校セクハラ対策委員会（IFS委員会）」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当者、各学年代表、専科教員、支援学級教員、養護教諭、
スクールソーシャルワーカー（事例により）等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本針の策定
- イ 年間計画の策定と実施
- ウ いじめの未然防止
- エ いじめの対応
- オ 年間計画進捗のチェック
- カ 各取り組みの有効性の検証
- キ 学校いじめ防止基本方針の見直し



※事例によって活用する

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊島小学校 いじめ防止年間計画				
	1, 2年生	3, 4年生	5, 6年生	学校全体
4月	<p>学級開き 望ましい集団づくりのための取り組み (学級活動)</p> <p>個々の児童の状況についての引継ぎ</p> <p>保護者に学級・学年づくりの方針等説明 (学級通信、学年だより)</p> <p>家庭や地域での子どもの様子、校区の状況の把握</p>	<p>学級開き 望ましい集団づくりのための取り組み (学級活動)</p> <p>個々の児童の状況についての引継ぎ</p> <p>保護者に学級・学年づくりの方針等説明 (学級通信、学年だより)</p> <p>家庭や地域での子どもの様子、校区の状況の把握</p>	<p>学級開き 望ましい集団づくりのための取り組み (学級活動)</p> <p>個々の児童の状況についての引継ぎ</p> <p>保護者に学級・学年づくりの方針等説明 (学級通信、学年だより)</p> <p>家庭や地域での子どもの様子、校区の状況の把握</p>	<p>生活指導上の課題について協議 (生活指導部会)</p> <p>保護者への相談窓口周知 (学校だより)</p> <p>いじめ防止基本方針の検討 (職員会議)</p> <p>いじめ対策に関わる職員の共通理解 (職員会議)</p> <p>気になる児童の状況について情報交換</p> <p>I F S委員会</p>
5月	<p>保護者に学級・学年づくりの方針等説明 (学級懇談会等)</p> <p>校外学習や学級活動を通した人間関係づくり</p>	<p>保護者に学級・学年づくりの方針等説明 (学級懇談会等)</p> <p>校外学習や学級活動を通した人間関係づくり</p>	<p>保護者に学級・学年づくりの方針等説明 (学級懇談会等)</p> <p>修学旅行と修学旅行に向けた活動をする中で人間関係づくり (6年)</p>	<p>生活指導上の課題について協議 (生活指導部会)</p>
6月	<p>げんきチェック 実施・回収</p> <p>げんきチェックの結果に基づく取り組み</p> <p>家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 (個人懇談)</p>	<p>げんきチェック 実施・回収</p> <p>げんきチェックの結果に基づく取り組み</p> <p>家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 (個人懇談)</p>	<p>げんきチェック 実施・回収</p> <p>げんきチェックの結果に基づく取り組み</p> <p>家庭での様子の把握と学校生活の情報共有 (個人懇談)</p>	<p>I F S委員会</p> <p>げんきチェックの結果に基づく取り組み (事例により、スクールカウンセラーによる教育相談)</p> <p>校内教職員研修 (集団づくり・わかる授</p>

7月	1学期の振り返り (学級活動)	1学期の振り返り (学級活動)	林間学舎と林間学舎に向けた活動をする中で人間関係づくり(5年) 1学期の振り返り (学級活動)	業づくりについて) I F S委員会 いじめの状況調査(市教委)…毎月
9月	運動会を通じた人間関係づくり	運動会を通じた人間関係づくり	運動会を通じた人間関係づくり	生活指導上の課題について協議(生活指導部会)
10月	校外学習等を通じた人間関係づくり オープンスクール げんきチェック 実施・回収 げんきチェックの結果に基づく取り組み	校外学習等を通じた人間関係づくり オープンスクール げんきチェック 実施・回収 げんきチェックの結果に基づく取り組み	校外学習等を通じた人間関係づくり オープンスクール げんきチェック 実施・回収 げんきチェックの結果に基づく取り組み	生活指導上の課題について協議(生活指導部会) I F S委員会 げんきチェック 集約・分析 げんきチェックの結果に基づく取り組み(事例により、スクールカウンセラーによる教育相談)
11月	学習発表会を通じた人間関係づくり 家庭での様子の把握と学校生活の情報共有(個人懇談)	学習発表会を通じた人間関係づくり 家庭での様子の把握と学校生活の情報共有(個人懇談)	学習発表会を通じた人間関係づくり 家庭での様子の把握と学校生活の情報共有(個人懇談)	生活指導上の課題について協議(生活指導部会) 生活指導上の課題について協議(生活指導部会)
12月	人権のつどい 2学期の振り返り (学級活動)	研究授業(人権教育) 人権のつどい 2学期の振り返り (学級活動)	人権のつどい 2学期の振り返り (学級活動)	I F S委員会 いじめの状況調査(市教委)…毎月 生活指導上の課題について協議(生活指導部会) I F S委員会

1月	保護者に学級・学年づくりの状況を説明 (学級懇談会等) 学校アンケート実施	保護者に学級・学年づくりの状況を説明 (学級懇談会等) 学校アンケート実施	保護者に学級・学年づくりの状況を説明 (学級懇談会等) 学校アンケート実施	生活指導上の課題について協議(生活指導部会) I F S委員会
2月	児童総会による校内のルール・マナー等の確認・共有	児童総会による校内のルール・マナー等の確認・共有	児童総会による校内のルール・マナー等の確認・共有	年間の取り組みのまとめ・検証 I F S委員会
3月	げんきチェック 実施・回収 1年間の振り返り (学級活動)	げんきチェック 実施・回収 1年間の振り返り (学級活動)	げんきチェック 実施・回収 1年間の振り返り (学級活動)	いじめの状況調査(市教委) …毎月

5 取り組み状況の把握と検証 (PDCA【Plan・Do・Check・Action】)

「いじめ不登校セクハラ対策委員会 (I F S委員会)」は、毎月1回、各学級から「いじめにつながる事象および関連する児童」「不登校または不登校気味の児童」についての情報交換及び課題の共有を図り、組織的対応の必要性や具体的対応策等を検討する。全教職員に記録ノートを手渡しで回覧し、共通理解ができるようにする。また、毎学期全学年の児童を対象に「げんきチェック」を実施し、実態の把握に努める。年度末には取り組みの進捗状況、各事案の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そこで本校では、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことに取り組んでいく。特に「集団づくり」については、学校全体で計画的に実践・推進していく。

2 いじめの未然防止のための措置

- (1) わかる授業づくりを進める。すべての児童が授業に参加できる、学習場面で活躍できるための授業改善は、学力向上にも指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
- (2) 集団づくり、社会性の育成に努める。いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (3) 指導の在り方に注意を払う。教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする点に注意する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む。他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった気持ちを獲得していくことが重要である。
- (5) 児童会で取り組みを行う。児童自らいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。
- (6) いじめの態様、特質、原因、背景、指導上の留意点について教職員は校内研修や職員会議を通して共通理解を行う。また、校内で発生している事案についても共通理解を深め、教職員全体で児童を見守る体制を構築する。
- (7) 児童に対して、全校朝会や児童朝会、学級や学年指導を通じて常日頃からいじめ問題を意識し、いじめがいかにかに人の心に影響を与えるものであることを理解させ、絶対に許されないことを学校全体の雰囲気を作り出す。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。本校では、次の3点を早期発見に向けた教職員の姿勢とする。

- ①児童の些細な変化に気づくこと。
- ②気づいた情報を確実に共有すること。
- ③情報に基づき速やかに対応すること。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、「げんきチェック」を毎学期実施する。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、連絡を密にとる。
- (3) 児童、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラー等の教育相談員を活用する。
- (4) 「学校だより」「学年だより」等により、相談体制を広く周知する。

- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報の対外的な取扱いについては、管理職と担当等の関係者で慎重に協議を行い、校長が取りまとめる。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階から的確に関わる。
また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生指担当や管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校セクハラ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織と連携しながら、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの対応方針を決定する。
- (3) 被害・加害児童の保護者への連絡については、電話、または家庭訪問で直接会うなど、より丁寧に行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）や、いじめ不登校セクハラ対策委員会と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。なお、その指導にあたっては複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に対応し、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめの解消について

いじめが解消された状態については、以下の2つの要件が満たされて初めて解消したと考える。また、これらの要件が満たされた状態でも、必要に応じて他の要件も勘案して判断することもある。

- (1) いじめそのものの行為が止まっている
心理的または物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（およそ3ヶ月）継続している。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会または、いじめ不登校セクハラ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
- (2) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめられた児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかで判断する。そのために、いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談により確認する。また、学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があるありうることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童といじめた児童を日常的に注意深く観察する。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校セクハラ対策委員会において対応を協議し、関係者からの聞き取り等の調査、被害児童のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害児童の意向を尊重するとともに、被害児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。なお、ネット上の不適切な書き込み等の多くは学校外で起こるため、子どもの利用状況について保護者がしっかりと把握することが大切であることから、保護者への注意喚起も合わせて行う。